

## 学科会議規約

### (設置)

第1条 中部大学工学部都市建設工学科（以下本学科という.）の教育および研究水準の向上と、本学科の円滑な運営を図るために、都市建設工学科学科会議（以下学科会議という.）を置く。

### (任務)

第2条 学科会議は、以下の各事項について審議するとともに、本学科の運営に関する各種決定、承認、対策の立案を行う。

- 一 各種委員会等の報告に関する事項
- 二 カリキュラムの編成に関する事項
- 三 学事関係に関する事項
- 四 学生の就職指導に関する事項
- 五 庶務、経理に関する事項
- 六 その他、本学科の運営に関連する事項

### (委員構成)

第3条 学科会議は、本学科の教授、助教授、講師および助手より構成し、学科主任ならびに学科主任補佐を置く。

### (会議の召集)

第4条 学科主任は会議を召集し、その議長となる。学科主任に事故等がある場合は、予め学科主任が指名した者が議長となる。

### (委員会)

第5条 学科会議を円滑に進めるため、各種委員会を設置することができる。委員会の設置、構成等は学科会議で決定する。

### (意見の聴取)

第6条 学科会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (記録)

第7条 学科会議の議事の内容に関しては、各回の議事録を作成し、これを保存するとともに、要請があれば開示する。

### (雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、学科会議の活動に関し必要な事項は、学科会議が別途定める。

### 附則

この内規は、平成18年3月16日から施行する。